

令和8年度 基準表 (令和8年4月1日付け)

年齢区分	基準
0～2歳	44,580
3～5歳	44,580
6～11歳	46,460
12～17歳	49,270
18～19歳	46,930
20～40歳	46,930
41～59歳	46,930
60～64歳	46,930
65～69歳	46,460
70～74歳	46,460
75歳以上	39,890

世帯人員	率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.58
7人	0.55
8人	0.52
9人	0.50
10人以上	0.50

世帯人員	基準	冬季加算(11月～3月)	期末一時扶助
1人	27,790	2,630	14,500
2人	38,060	3,730	23,640
3人	44,730	4,240	24,360
4人	48,900	4,580	27,410
5人	49,180	4,710	28,560
6人	55,650	5,010	32,490
7人	58,920	5,220	34,500
8人	61,910	5,380	36,540
9人	64,670	5,560	38,270
10人以上	1人2,760加算	1人180加算	1人1,750加算

入院患者	
入院患者日用品費	23,670以内
入院患者冬季加算	1,030

介護施設入所者	
介護施設入所者 基本生活費	10,120以内
入所者患者 冬季加算	1,030

生活扶助費
=(第1類×通減率)+第2類+特例加算+経過的加算(本体)
※特例加算 1人当たり月額1,500円 特例加算は、救護施設入所者、入院患者、介護施設入所者についても計上

各種加算		
妊婦加算	6か月未満	9,350
	6か月以上	14,120
産婦加算		8,690
障害者加算	加算ア (年金1級相当)	在宅 27,460 入院 22,850
	加算イ (年金2級相当)	在宅 18,300 入院 15,230
重度障害者加算 (特別児童扶養手当受給相当)		16,100
在宅患者加算 (結核等で栄養補給が必要・給食のない病院等)		13,590
放射線 障害者加算	①(医療特別手当受給者等) ②(特別手当受給者等)	49,120 24,560
児童養育加算 ※高等学校等修了前の児童(18歳に達する日 以後の最初の3月31日までにある児童)		10,190
母子加算	児童1人	在宅 18,800 入院・入所 19,820
	児童2人の場合に加える額	在宅 4,800 入院・入所 1,600
	児童3人以上で1人増すごとに 加える額	在宅 2,900 入院・入所 790
児童養育加算に係る経過的加算		
次に掲げる児童1人につき		4,330
ア 4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする)		
イ 3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童(当該児童について第1章の2若しくは3又は第3章の1(1)に掲げる額を算定する場合に限る。)		
ウ 第3子以降の児童のうち3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする)であって小学校修了前のもの		
母子加算に係る経過的加算		
① 3人世帯以上 (当該児童が1人の場合に限る)	母子加算の対象となる者の年齢	加算額
	0～14歳	3,330
	15～17歳	0
②	母子加算の対象となる者が入院・入所中である場合の人数	加算額
	1人	3,330
	2人	280

住宅扶助【上限】		
人員	家賃・地代	敷金等※1
1人※2	39,000	204,000
2人	47,000	220,000
3人	51,000	236,000
4人		248,000
5人	55,000	264,000
6人		264,000
7人以上	61,000	280,000

※1 転居費用については、事前に転居を認められた場合に限る。
 ※2 1人世帯で住宅等の床面積15㎡以上の場合39,000を上限に支給

11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
35,000 以内	31,000 以内	27,000 以内

住宅費等住宅維持費(年額)【上限】	
基準	特別基準
136,000 以内	204,000 以内(基準×1.5)

一時扶助【上限】		
家具 什器費 (持合せがないとき)	基準額	36,700
	特別基準 (暖房器具)	58,400
	特別基準 (暖房特別基準)	31,000
	特別基準 (冷房器具)	78,000
被服費	布団(不所持又は 使用に堪えないとき)	新規 22,500 以内 再生 15,300 以内
	退院時平常着(被服がないとき)	15,800 以内
	学童服(小4進級時)	58,400 以内
	新生児寝具産着おむつ等 紙おむつ等	26,400 以内
	入院時寝巻き(被服がないとき)	4,900 以内

基準表に記載のものは一部です。
 この他の費用についても、お困りでしたら、地区担当員(ケースワーカー)に事前に御相談ください。

生活扶助本体に係る経過的加算※1										
年齢	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
0～2歳	0	50	0	480	1,840	770	0	0	0	0
3～5歳	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	310	1,130	1,040
12～17歳	0	0	30	1,730	3,310	2,780	3,980	5,280	6,160	6,070
18～19歳	830	390	1,790	3,270	4,690	4,130	5,260	6,500	7,330	7,240
20～40歳	200	390	170	1,740	3,230	2,680	3,810	5,040	5,870	5,790
41～59歳	1,020	390	0	0	1,560	1,000	2,130	3,370	4,200	4,110
60～64歳	660	390	0	0	460	0	460	1,700	2,530	2,440
65～69歳	1,130	0	0	0	730	0	720	1,940	2,760	2,680
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,720	960	0	0	1,130	400	1,320	2,340	3,030	2,940

※1 世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。